

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社七十七銀行			コード	8341
提出日	2016/9/5	異動（予定）日	2016/8/25		
独立役員届出書の提出理由	社外監査役である庄子正昭氏が逝去し、平成28年8月25日付で退任したため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし		
1	杉田 正博	社外取締役	○												○					有
2	中村 健	社外取締役	○												○					有
3	鈴木 敏夫	社外監査役	○												○					有
4	山浦 正井	社外監査役	○												○	○				有
5																				

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	杉田正博氏は当行の取引先ではありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。
2	中村健氏および中村健法律事務所は当行の取引先ではありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。
3	鈴木敏夫氏は、当行の取引先である東北電力株式会社出身者であります。当行と東北電力株式会社との間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。なお、東北電力株式会社は当行の株主ですが、平成28年3月31日時点で議決権保有割合は2.27%であって独立性に懸念はないと判断しております。	公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。
4	山浦正井氏および同氏が会長を務める社会福祉法人仙台市社会福祉協議会は、当行の取引先であります。同氏との取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、当行と社会福祉法人仙台市社会福祉協議会との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。同氏は、当行の取引先である仙台市および株式会社仙台ソフトウェアセンターの出身者であります。当行は仙台市に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。仙台市との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、株式会社仙台ソフトウェアセンターは、行政機関と民間企業などの共同出資によって地域情報化の推進および地域産業の振興を目的に設立された企業で、当行は2.15%を出資しております。同社との間には、預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。株式会社仙台ソフトウェアセンターでは、当行専務取締役の藤代哲也氏が社外取締役を務めており、当行と同社は社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって山浦正井氏の社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。	公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。
5		

4. 補足説明

当行は、社外取締役および社外監査役の独立性の要件を定めた「独立性判断基準」を制定し、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」3.(9)「独立性判断基準」に記載しておりますので、ご参照ください。
<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#03>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。